

異動届出書の書き方

□内のみ記入してください。

給与支払者名
(事業所名)・
所在地・個人
番号又は法人
番号を記入し
てください。

「特別徴収税額の決定・変更通知書
(茶色刷)」の「特別徴収税額」欄の金
額を記入してください。なお、年度途
中で税額変更のあった人について
は、変更後の金額を記入してくださ
い。非課税の方についても提出が必要
です(0円と記入)。

特別徴収税額から徴収済税額を
引いた額を記入してください。一括
徴収する場合は「徴収予定額合
計」にも記入してください。

給与から徴収済
(予定)月、及び
合計額を記入し
てください。

退職・転勤
等の年月日
を記入して
ください。

異動後の未徴収税額の納付方法を選択
してください。

- ① 特別徴収継続: 転勤や再就職で新しい勤務先で特別徴収を継続する場合
- ② 一括徴収: 最終の給与等から一括して引き取りする場合(死亡以外の場合)
- ③ 普通徴収(本人が納付): 退職等で未徴収税額を本人に納めていただく場合

「特別徴収税額の
通知書」の「指定
番号」と「宛名番
号」を記入してく
ださい。

給与所得者の氏名
等を記入してくだ
さい。なお、給与所
得者が婚姻等により
氏名変更になった
場合は、旧姓名を
記入し、右の欄に
新姓を記入してく
ださい。

① 特別徴収継続の
場合は新勤務先に
徴収開始月、月割
税額を連絡の上、
名称等必要事項を
記入し、連絡済事
項を記入してくだ
さい。※特別徴収指
定番号が不明の場
合は空白でかま
いけません。新規
の場合は「新規」と
記入してください。

② 一括徴収の場合
は何月分として納
入するか記入して
ください。

③ 普通徴収(一括徴
収しない)の場合は、
いずれかの番号を
記入してください。

市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書										整理番号	
7 京都府宇治市長		給(特別徴収義務者) 所在地 宇治市宇治琵琶33		611-0024		課税氏名 担当 宇治橋 幸子		6年度 特別徴収指定番号		7年度 特別徴収指定番号	
令和 7 年 12 月 4 日 提出		個人番号又は法人番号 (右詰めで記入ください)		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3		0774-00-XXXX		06000001		03333333	
フリガナ ウジバシ タロウ		新 姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額 (ア)-(イ)		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動の事由	
氏名 宇治橋 太郎		姓		362,000 円		11 月分 181,400 円		12 月分 180,600 円		1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他	
生年月日 元号 3 年 4 月 1 日		1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成		37		6 月分 11 月分		12 月分 5 月分		番号を記入	
個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1		宇治市宇治乙方999-9		362,000 円		181,400 円		180,600 円		番号を記入	
住所 1月1日現在 宇治市宇治乙方999-9		異動後		362,000 円		181,400 円		180,600 円		番号を記入	
① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)											
新しい勤務先 (特別徴収義務者) 所在地 宇治市榎島町九十九99-9		611-0041		特別徴収指定番号 06100032		氏名 担当 花山 太郎		新しい勤務先へは、月割額 30,100 円 を 12 月分		(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
フリガナ カブシキガイシャ ハナヤマコウギョウシヨ		法人番号		0774-00-XXXX		電話番号		受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
株式会社 花山工業所		※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		0774-00-XXXX		0774-00-XXXX		番号を記入		① 必要 ② 不要	
② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)											
番号を記入		1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入		180,600 円		左記の一括徴収した税額は、12 月分(翌月10日納期限)で納入します。			
2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。											
③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)											
番号を記入		異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。									
1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。											
2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。											
3. 死亡による退職のため。											